

令和 7 年 8 月 28 日 開催

令 和 7 年

第 8 回

函館市農業委員会総会

議 事 錄

函館市農業委員会

## 令和7年第8回函館市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年8月28日（木） 開会 14：00 閉会 15：00

2 開催場所 函館市役所 8階第2会議室

3 出席委員

議長	立藏 義春	5番	八戸千修
1番	川村 稔	7番	近江政夫
3番	佐藤 勉	8番	菅原秀樹
4番	大槻 寅男	9番	西浦克彦

以上8名

4 事務局出席者

局長	鹿磯 純志	主任主事	川口葵衣
局次長	吉田 浩樹	主事	小笠原 康太
農地課長	石岡 正直		
主査	奥野 秀光		

以上6名

5 付議事項

- 議案第1号 土地の現況証明書の交付について
- 議案第2号 農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について
- 議案第3号 農用地利用集積等促進計画（利用権設定）を定めるべきことの要請について
- 報告第1号 会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）
- 報告第2号 農地法第4条の規定による届出の受理に係る報告について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による届出の受理に係る報告について

14：00 開会

議長（立藏会長）

本日の欠席委員について、6番山田委員が欠席しております。  
ただいまより、令和7年第8回農業委員会総会を開会いたします。  
まずははじめに、「農業委員会憲章」を唱和いたします。  
委員ならびに事務局職員はご起立願います。  
函館市農業委員会憲章。

（「農業委員会憲章」唱和）

ご着席願います。  
続いて、本日の日程の確認ですが、お手元に配付した日程のとおり、議案3件、報告3件、計6件となっております。  
よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。  
それでは、本日の日程に進みます。  
日程第1、議事録署名委員の指名をいたします。  
議事録署名委員には、7番近江委員、8番菅原委員、両名を指名いたします。  
よろしくお願いいたします。  
次に、日程第2、議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を議題といたします。  
それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の2ページをお開き願います。  
議案第1号「土地の現況証明書の交付について」をご説明申し上げます。  
本件は、土地の現況証明願処理要領の規定により、土地の現況証明願書の提出が7件あったことから、審議を求めるものでございます。  
3ページをお開き願います。  
番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆2千837平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。  
所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。  
記載の3名の農業委員にて、8月21日に現地調査を行っており、このページの下段が箇所図となってございます。  
なお、番号1から番号7まで、現地調査日、調査委員、箇所図の記載位置は同じですので、番号2からのご説明は、省略させていただきます。  
4ページをお開き願います。

番号 2 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆1万3千919平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

5ページをお開き願います。

番号 3 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆3千305平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

6ページをお開き願います。

番号 4 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、2筆合計3千163平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、現況確認のためでございます。

7ページをお開き願います。

番号 5 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、2筆合計5千022平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

8ページをお開き願います。

番号 6 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆6千971平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

9ページをお開き願います。

番号 7 についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、1筆2万3千206平方メートル、都市計画区域は、市街化調整区域でございます。

所有者は記載のとおりで、願出の目的は、地目変更のためでございます。

なお番号 7 につきましては、6月、7月の総会で否決されておりますが、所有者のご希望で、再び、提出があったものでございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、7番近江委員から、ご報告願います。

7番（近江委員）

議案第1号「土地の現況証明書の交付について」に係る現地調査結果ですが、この案件について、山田委員、菅原委員と私の3名と事務局職員で調査を実施し、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、申請地は、耕作によらず雑草が繁茂し、灌木類が育成した原野状態でありました。

番号2について、申請地は、耕作によらず雑草が繁茂し、灌木類が育成した原野状態でありました。

番号3について、申請地は、耕作によらず宅地状態がありました。

番号4について、申請地は、2筆とも耕作によらず雑草が繁茂した雑種地状態がありました。

番号5について、申請地は、2筆とも耕作によらず、雑草が繁茂し、灌木類が育成した原野状態がありました。

番号6について、申請地は、耕作によらず雑草が繁茂し、灌木類が育成した原野状態がありました。

番号7について、申請地は、前回調査員の報告同様、現地に変化はみられず、耕作されておりませんが、農業用機械により耕起することで、利用が可能になるものと判断いたしましたので、農地・採草放牧地以外と証明することは相当ではなく、農地であると判断しました。

以上、議案第1号についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から、番号1から番号6につきましては現況が農地・採草放牧地以外であるとの報告でございます。

番号7につきましては、農地であるとの判断であります。

願い出のとおり証明することが相当かどうかご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

4番（大槻委員）

番号7について、今回が3回目の願出ということであるが、今回また否決となった後、再度また願出が提出された場合、農業委員会としてどのように考えるか会長の方からお伺いできればと思います。

議長（立藏会長）

このような案件はあり得ない話で、本農業委員会では過去に前例がないような話だ

と思われます。

今後の対応につきましては、他市町村の農業委員会の状況も踏まえた中での対応が必要となると思いますので、後ほど改めて発言させていただければと思います。

4番（大槻委員）

承知しました。

ただ、農業委員会業務のひとつとして、これまで我々は「農地の番人」として、その農地できちんと耕作されて、収入が上げられるようなことをやってきたはず。

農地を見て、現況を見た状態ではまだ耕作ができるということで、農地であるとの判断を農業委員会として下しています。

ただ、今までの流れで色々な話を聞いている中で、あの農地で作付けをしていた人から「あの農地は途中までは育つが結果儲からず、赤字になってしまふ」との声を聞きました。

このように否決されたものが何回も出されるとなると、色々なことを考えなくてはならないと思います。

こういった状況は、ニセコのあたりでも生じているはずです。

事務局（吉田次長）

平成29年に、色々な方が入りこんできたときに、要領を若干厳しくして対応したと聞いております。

4番（大槻委員）

耕作をして赤字になるような農地であっても生かしていくのかどうか、その判断をしなくてはならない時期に入ってきているのではないかと思います。

私も何年ぶりかに現地を歩くようになりましたが、色々なものが見え隠れしていると感じます。

私たちは指導機関であり、転用されていないのに市街用途に使われているのを指導していく機関でありますから、指導していかなくてはなりません。

持ち主がやったもの勝ちのような事例がたくさん出てくると、そういう事例はますます増えていくのではと思います。

指導しても直さず何十年も使われている、そういったところが市の末端に広がりつつあるのではと思います。

このように3回も出されるということになると、そろそろきちんとした農業委員会の判断を出していかなくてはならないと感じますし、ただ「ここは農地です」という判断だけでは済まなくなっていくと感じます。

何回も願出を出す人は全道を見たら例はあるとのことです。

話を聞いていると、小さい市町村、農家が減少しているところでそのようなことが

起きてきているとのことで、このような問題が出てきたときにどうしたらしいのか聞いてみたところ、「一度否決されたものは受け付けられない」というものを作ればいいとのこと。

ですが、最終的な判断するのは市町村農業委員会であり、畑を作って収益が上がるようやっていくことが大事だと思います。

議長（立藏会長）

大槻委員がおっしゃったとおり、私も同感でございます。

現況は畑となっているが、表土がないなど耕作に適さない土地のことは今後考えていく必要があると思います。

ただ、この番号7の件だけではなく、他の分も含めて検討が必要かと思います。

1番（菅原委員）

私もほぼ同感です。

この案件の現地調査は私も同行しまして、この農地を見たのは2回目でした。

車内にて、近江委員に「1度否決された案件が再度議案に乗ってくることはあったか」と質問をしたところ、今まで経験はないとのことでした。

何とかならないものかと車内で協議をいたしましたが、事務局としては1度否決された案件でも、願出を提出されれば受付せざるを得ないということです。

ただ、今回のように3回も否決された案件が可決されるまで出し続けられるということは、願出人に何か疑惑があると考えられるため、何かしら対応が必要かと考えます。

委員会の要領や規約の中で、1度否決されたものは一定の期間が空かない限り受付できない旨を規定できるよう、委員の皆様で話し合い、最善の答えが出るまでこれから総会で協議していくかと思っております。

そのうえで答えが出れば、年度替わりでの施行など、そのような方向で皆様と話していくことができればと考えております。

議長（立藏会長）

他の委員からご意見はございませんか。

1番（川村委員）

私も同意見です。

会議の大原則として、一事不再理の原則がありますが、それを無視して何度も願出を出してくるのはいかがなものかと思います。

到底認められるものではないとの考え方のもと、菅原委員がおっしゃったように、農

業委員会として、何らかの判断を下すべきだと思いますので、今後議論していきたいと思う。

議長（立藏会長）

私としては、委員の皆様も同じ考え方だと思いますので、どこかのタイミングで、函館市農業委員会としての方針を作っていくみたいと思っております。

ただ、すぐに来月から要領を改正することにはなりませんので、この案件がある程度落ち着いてからの改正ということになるかと思われますが、そのような方向でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議長（立藏会長）

この件につきましては、まず私と事務局にお任せしていただき、ある程度案を作った段階で皆様にお知らせしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、やや間が空いてしまいましたが、ただいま議題となっております議案第1号「土地の現況証明書の交付について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、番号1から番号6につきましては願い出のとおり証明書を交付することとし、番号7につきましては、願い出のとおりではなく、農地であると判断することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、番号1から番号6につきましては、願い出のとおり農地・採草放牧地以外であると証明書を交付することとし、番号7につきましては、農地であると判断することに、決定いたしました。

次に、日程第3、議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の10ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」をご説明申し上げます。

本件は、農地法第18条第6項の規定により、1件の合意解約通知書の提出があつたので、その解約の成立状況について、審議を求めるものでございます。

11ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は、記載のとおりで、面積は、13筆合計9万2千948平方メートル、貸主、借主は、記載のとおりでございます。

賃借権の設定内容につきましては、昭和46年10月22日付け農地法第3条許可で、解約申入日、合意解約日および土地の引渡日は、令和7年7月31日となっております。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、7番近江委員からご報告願います。

7番（近江委員）

議案第2号、農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について、番号1に係る予備審査の結果ですが、この案件について、調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1について、事務局から説明を受け、合意解約における要件について、調査委員3名が資料を確認し、検討した結果、合意解約日から農地の引渡し期限が6ヶ月以内であるなど、通知内容について特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第2号、番号1についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件について、合意内容が真正なもので、要件を満たしているかどうか、ご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第2号「農地法第18条の規定による通知に係る成立状況の確認について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、「合意解約の要件を満たしており、賃貸借の解約が成立している」と認めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、日程第4、議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題といたします。

それでは、事務局に議案内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の13ページをお開き願います。

議案第3号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」をご説明申し上げます。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画案2件について、審議を求めるものでございます。

この促進計画でございますが、ひとつの案件につき、出し手から公社、公社から受け手の2つの計画を作成することになることから、「番号1と番号2」を、一括してご説明申し上げます。

14ページをお開き願います。

番号1および番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおりで、面積は、1万5千912平方メートル、権利を設定する者、受ける者は、記載のとおり、権利の種類は賃借権でございます。

利用目的は畠、権利の設定期間、借貸の金額は、記載のとおりとなっております。

なお、15ページの上段が箇所図、下段が調査書となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

次に、現地調査日に行われました予備審査の結果について、ご報告いただきたいと思います。

それでは、調査委員を代表して、7番近江委員から、ご報告願います。

7番（近江委員）

議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、番号1および番号2に係る予備審査の結

果ですが、この案件について調査委員全員の意見が一致しておりますので、代表して私からご報告いたします。

番号1および番号2について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく判断基準について、申請書に基づき、農地の効率的な利用、農作業に常時従事する者に関し、事務局から説明を受け、資料等を確認、現地調査を実施し、判断できる範囲で検討した結果、計画内容について、特に問題となる点は無いものと判断いたしました。

以上、議案第3号、番号1および番号2についての調査結果として、ご報告いたします。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいま調査委員から報告を受けましたが、本件の計画内容についてご審議願います。

それでは、各委員から、ご質問などご発言ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご発言がないようですので、これより、ただいま議題となっております議案第3号「農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件については、適正な計画と認め、原案について意見無しと決定すること、また北海道農業公社からの認可申請に対する認可、その後の速やかな公告についてご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認め、原案のとおり意見無しとし、認可およびその後の速やかな公告について決定することといたします。

次に、日程第5、報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の16ページをお開き願います。

報告第1号「会長の専決処分の報告について（土地の現況証明書の交付について）」をご説明申し上げます。

本件につきましては、土地の現況証明願書の提出が2件あったことから、「函館市

農業委員会規程」第23条第1項第4号の規定により専決処分を行ったもので、同条第2項の規定により、報告するものでございます。

17ページをお開き願います。

このページの番号1および18ページの番号2まで、市街化区域2件の現況証明願書の提出があり、事務局にて調査した結果、記載のとおり、全て農地・採草放牧地以外と確認し、現況証明書を交付いたしました。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第6、報告第2号「農地法第4条の規定による届出の受理に係る報告について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の19ページをお開き願います。

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の受理に係る報告について」をご説明申し上げます。

農地法第4条の規定による届出が1件あったことから、「函館市農業委員会事務局規程」第6条第1項第7号の規定に基づき、届け出を受理したので、報告するものでございます。

20ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は8筆合計1千602平方メートル、転用目的は店舗、物置および店舗用駐車場建築のため、転用の時期は、着手年月日 令和7年8月4日、完了年月日 令和7年10月23日、届出者は記載のとおりで、受理年月日は、令和7年7月29日となってございます。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

(「なし」の声あり)

ご質問がないようですので、本件について終わります。

次に、日程第7、報告第3号「農地法第5条の規定による届出の受理に係る報告について」を議題といたします。

それでは、事務局に報告内容を説明させます。

事務局（吉田次長）

議案書の22ページをお開き願います。

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の受理に係る報告について」をご説明申し上げます。

農地法第5条の規定による届出が5件あったことから、「函館市農業委員会事務局規程」第6条第1項第7号の規定に基づき、届け出を受理したので、報告するものでございます。

23ページをお開き願います。

番号1についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は480平方メートル、権利の種類は所有権、転用目的は宅地造成および住宅建設、転用の時期は、着手年月日 令和7年8月29日、完了年月日 令和7年11月30日、所有者、転用者は記載のとおりで、受理年月日は、令和7年7月11日となってございます。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

24ページをお開き願います。

番号2についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は475平方メートル、権利の種類は所有権、転用目的は住宅建築、転用の時期は、着手年月日 令和7年8月5日、完了年月日 令和7年12月20日、所有者、転用者は記載のとおりで、受理年月日は、令和7年8月1日となってございます。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

25ページをお開き願います。

番号3についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は80平方メートル、権利の種類は所有権、転用目的は駐車場整備、転用の時期は、着手年月日 令和7年8月5日、完了年月日 令和7年8月31日、所有者、転用者は記載のとおりで、受理年月日は、令和7年8月1日となってございます。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

26ページをお開き願います。

番号4についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は2千470平方メートル、権利の種類は所有権、転用目的は駐車場整備、転用の時期は、着手年月日 令和7年8月5日、完了年月日 令和7年12月20日、所有

者、転用者は記載のとおりで、受理年月日は令和7年8月1日となってございます。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

27ページをお開き願います。

番号5についてでございますが、土地の表示、所在、地番、地目は記載のとおり、面積は165平方メートル、権利の種類は所有権、転用目的は駐車場造成、転用の時期は、着手年月日 令和7年9月16日、完了年月日 令和7年9月22日、所有者、転用者は記載のとおりで、受理年月日は、令和7年8月4日となってございます。

なお、このページの下段が箇所図となってございます。

以上でございます。

議長（立藏会長）

ありがとうございます。

ただいまの報告について、各委員から何かご質問ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご質問がないようですので、本件について終わります。

最後に、その他ですが、4点お話がございます。

1点目ですが、「農地パトロール調査」についてでございます。

9月の農地パトロール調査は、9月1日月曜日、旧函館地区において推進委員により実施いたします。

なお、調査委員には、佐藤推進委員、佐々木推進委員、保志場推進委員、以上3名を指名しております。

2点目ですが、「令和7年度利用状況調査2次現地調査」についてでございます。

9月10日水曜日から12日金曜日まで、東部、中央部、北部の各地区を農業委員8名、推進委員8名の4班で実施いたします。

後日、事務局より連絡がありますので、よろしくお願ひいたします。

3点目ですが、次回の総会は、令和7年9月25日本曜日午後2時から市役所8階第2会議室において、開催いたします。

また、議案の締切日は、農地バンク関連は、8月29日金曜日、農地法関連は9月5日金曜日となっております。

続いて、4点目ですが、次回総会の現地調査日は、9月18日本曜日午後1時となります。

それでは、9月の現地調査委員を指名いたします。

1番川村委員、2番佐藤委員、9番西浦委員、以上3名を指名いたします。

3名の方は、午後1時に事務局に集合となりますので、大変お忙しい中とは存じますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、以上ですが、他に各委員から、何かご発言はございませんか。

(「なし」の声あり)

それでは、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会 15:00

以上、会議の顛末を記録し相違ないことを証明する。

議長 立藏義春

署名委員 近江政夫

署名委員 菅原秀樹